

平成31年度 南魚沼市奨学生募集要項

【奨学金申請～貸付決定までの流れ】

※今回の募集から一部変更がありますのでご注意ください。

- ①申請希望者は期日までに申請書を提出する。
- ②申請書類を提出後に、所得等の審査を行う。
- ③所得等の条件を満たした申請者に、作文試験を行う。
(条件を満たさない申請者には、貸与できません。)
- ④作文試験に合格した申請者に、貸与を行う。

1. 目的

経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与することによりその修学を可能にし、地域及び社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とします。

2. 対象者 (次の(1)から(3)すべてに該当し、市教育委員に貸与を認められた人)

- (1) 南魚沼市に住所を有する人の子どもまたは兄弟姉妹。
※貸付中に保護者が市外に転居した場合は、奨学金の貸与を停止します。
- (2) 学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校（高等学校を卒業し、専門課程における修業年限が2年以上である学校に限る。）・高等専門学校・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）に在学している人、または進学が内定している人。
※職業訓練校や学校教育法による認可がされていない学校については、貸与できません。
- (3) 保護者の所得が、市の定める基準以下である人。

3. 申請受付期間

平成31年1月15日(火) から平成31年3月15日(金) まで (郵送可 3月15日必着)

- ※ 直接持参される場合は、封筒などに入れて提出ください。
その際は、表に「奨学生申請書類在中」と表示し、「申請者の氏名」も記入してください。

4. 市の定める所得基準

<収入・所得の上限額の目安>

区分		給与所得者（収入）	給与所得以外（所得）	
3人世帯	国公立大	自宅から通学	662 万円	289 万円
		自宅外から通学	729 万円	336 万円
	私立大	自宅から通学	729 万円	336 万円
		自宅外から通学	791 万円	383 万円
4人世帯	国公立大	自宅から通学	742 万円	345 万円
		自宅外から通学	800 万円	392 万円
	私立大	自宅から通学	800 万円	392 万円
		自宅外から通学	847 万円	439 万円
5人世帯	国公立大	自宅から通学	936 万円	528 万円
		自宅外から通学	1,030 万円	622 万円
	私立大	自宅から通学	1,030 万円	622 万円
		自宅外から通学	1,124 万円	716 万円

給与所得の場合・・・源泉徴収票の支払い金額（税込み）

給与所得以外の場合・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

世帯状況により所得基準は異なります。詳しくは「[南魚沼市奨学金所得要件](#)」をご覧ください。

5. 作文試験について

申請書類の提出後に、所得等の審査を行います。所得等の審査で対象外となった申請者には、電話連絡を行います。電話連絡がなかった申請者は、作文試験に参加ください。

試験当日に発表されるテーマについて、1時間半以内に800字程度の作文を書いていただきます。都合により作文試験に来場できない場合は、必ず申請書にその理由を記入してください。

作文試験日時：平成31年3月27日（水） 受付開始9：00～ 試験開始9：30～

作文試験会場：南魚沼市民会館 2階 実習室

6. 奨学金の貸与額

区分	金額（月額）
大学・短期大学・高等専門学校（4、5年）・専修学校	50,000円
高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校（1～3年）	18,000円

※ 年3回（5・9・1月末予定）に分けて、無利子で貸付けます。

7. 貸付期間

在学する学校における正規の最短修学年限

※ 留年や進級した場合（2年制から4年制へ変更）は、追加の貸付はできません。

※ 卒業後、学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校（高等学校を卒業し、専門課程における修業年限が2年以上である学校に限る。）・高等専門学校に進学した場合は、新たに申請を行い、採用されれば追加の貸付を受けることができます。

8. 連帯保証人

連帯保証人は2人必要です。

①返済能力を有する奨学生の保護者1人

②別生計で返済能力を有する者1人（同居親族は不可）

9. 提出書類（書類は全て実印で押印し、修正の場合は二重線の上、訂正印を押してください）

(1) 申請書（市の書式）

(2) 合格通知書の写し（新入学者のみ）

(3) 在学証明書（在学者のみ/原本）

(4) 障害者手帳の写し（同一生計世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合）

(5) 返還誓約書（市の書式）

(6) 奨学金振込先届出書（市の書式）

(7) 推薦書（市の書式）新入学者は出身学校長（予備校は不可）から、在学者は在籍学校長からの推薦書が必要です。

(8) 住民票（続柄と申請者の世帯全員が表示された住民票） 1通

(9) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分） 各1通

※ 証明書を請求する時には、印鑑登録証が必要です。

(10) 平成30年度（平成29年分）所得証明書（申請者の保護者分） 各1通

※ 「所得額等証明願」に必要事項を記入し、市役所の窓口で請求すると1人分の手数料で証明書を受け取ることができます。

(11) 平成30年度分の納税証明書の全税目（連帯保証人2名分） 各1通

※ 市税の滞納（延滞金含む）がある場合、奨学金の貸与はできません。

※ 他市町村で発行される「市税の滞納がないことの証明書」でも可能です。

(12) 援助額証明書（任意様式 該当する場合のみ）

※ 父母が低収入または無収入で家計を維持できず祖父母等から援助がある場合は、様式自由で援助者の署名・押印・援助した年額（平成29年1月1日～平成29年12月31日）の書かれた証明が必要です。

(8)～(11)を取得する際には、本人確認ができる書類が必要です。本人または同一生計者以外の方は、委任状が必要です。

合格通知書の写しが締め切りまでに間に合わない場合は、平成31年4月10日（水）までに必

ず学校教育課へ提出ください（郵送可 4月10日必着）。届かない場合は、貸与できなくなります。

10. 返還について

貸し付けが終了した月の翌月から起算して、6か月を経過してから返還が始まります。

返還期間	半年据置後、借りた期間の2.5倍の期間
返還回数	毎月または年2回で返還（繰上げ返還も可能）

【返還例】大学4年間で総額240万円を借りた場合

月賦の場合	1年目 (半年据置)	2年～10年目	11年目 (半年間)
1年間の 支払額	12万円 (毎月2万円×6回)	24万円/年 (毎月2万円×12回)	12万円 (毎月2万円×6回)
半年賦の場合	1年目 (半年据置)	2年～10年目	11年目 (半年間)
1年間の 支払額	12万円 (12万円×1回)	24万円/年 (12万円×2回)	12万円 (12万円×1回)
※半月賦は毎年9月末、3月末の支払い。初回のみ10月末、3月末。			

11. 奨学金の返還猶予

進学、疾病、その他特別な理由により奨学金の返還が困難なときは、申請により奨学金の返還を猶予する制度があります。ご相談ください。

12. 奨学生の決定及び通知

4月中に審査を行い、5月上旬に申請者へ通知します。

13. 申請書提出先・問合せ先

◆移転しましたのでご注意ください◆

〒949-6680

南魚沼市六日町 865（南魚沼市民会館 2F）

南魚沼市教育委員会 学校教育課 学校庶務班

電話 025-773-6700

【市役所から発行が必要な証明書についての問合せ先】

住民票・印鑑登録証明書…本庁舎 市民課（☎ 773-6661）

所得証明書…本庁舎 税務課 市民税係（☎ 773-6668）

納税証明書…本庁舎 税務課 収税班（☎ 773-6669）